

お問い合わせの「G」は「グループ」を表します。

定率減税が廃止されます  
平成11年度から、景気対策のために暫定的な措置として導入されていた定率減税が、廃止されます。

【所得税】

平成18年1月分より税額の10%減額（12・5万円を限度）  
平成19年1月分より廃止

【住民税】

平成18年6月分より税額の7・5%を減額（2万円を限度）  
平成19年6月分より廃止

お問い合わせ

税務G（内線254）

平成19年4月1日から  
児童手当制度が拡充されました  
（健康福祉課）

拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となります。  
なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

施行日

平成19年4月1日（拡充後の

最初の支給月…平成19年6月）  
今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

お問い合わせ  
社会福祉G（内線237）

母子家庭等自立促進講習会開催について  
（健康福祉課）

受講対象者  
母子家庭の母および寡婦  
受講科目  
訪問介護員2級課程  
募集人員 30名  
受講期間  
7月1日(日)から12月2日(日)まで

延日数22日・130時間  
講習会場  
県立母子の家「母子福祉センター」(水戸市)  
受講手続  
希望者は、申込用紙に必要書類を添付し郵送にて5月25日(消印有効)までにお申し込みください。

託児所

有り(所得に応じ個人負担あり)その他  
受講料無料、また交通費の一部を補助します。受講者のボランティア行事用保険料および細菌検査料は自己負担です。

申し込み先  
県立母子の家 母子福祉センター  
☎029(221)8497  
申込書は、健康福祉課にあります。

お問い合わせ  
社会福祉G（内線237）

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ  
（健康福祉課）

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、あらためて内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈いたします。(過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方も対象) 請求書は、健康福祉課にあります。

資格要件などのお問い合わせ  
独立行政法人平和祈念事業特別基金  
☎0120(234)933  
(月)金9時15分から17時15分(土日休)  
ホームページ  
<http://www.heiwago.jp>

介護保険施設利用時の  
居住費・食費の軽減について  
（健康福祉課）

介護保険サービスにおいて居住費や食費は在宅の場合と同じように、原則として全額自己負担となりますが、左表のように利用者負担段階の第1段階から第3段階の方は負担が軽減されます。介護保険施設の入所者、ショートステイ利用者において該当する方は健康福祉課に申請してください。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受けている人 ・生活保護を受けている人
第2段階	・住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人 ・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人
第4段階	・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人 ・住民税を課税されている人

お問い合わせ  
高齢者支援G（内線239）

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ  
（健康福祉課）

先の対戦において、外地等(事変地の区域または戦地の区

域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者を除く)に対して、その労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限が2年間延長され、平成21年3月31日までとなりました。  
ご本人またはご家族などのご連絡お待ちしています。  
請求書は、健康福祉課にあります。

お問い合わせ

総務省大臣官庁管理室業務担当  
☎03(5253)5182

広報ごかに広告を掲載しませんか?

発行部数 約2,900部!  
町内全戸に配布されます  
この枠の大きさで 11,000円/月  
この枠2つ分で 20,000円/月

お問い合わせ 企画財政課 広報担当(内線223)